

各都道府県避難行動要支援者施策担当部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

令和 6 年度下半期以降において個別避難計画に取り組むにあたり
留意いただきたい事項について

平素より個別避難計画の策定に係る取組の推進に御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

「避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の策定について」（令和 6 年 6 月 28 日付け府政防第 1029 号・消防災第 136 号）において、都道府県及び市町村における個別避難計画の策定に係る取組状況に関して通知しました。

このとき通知した事項に加えて、令和 6 年度下半期以降において個別避難計画に取り組むにあたり留意いただきたい点を整理しました。

各都道府県においては、避難行動要支援者の避難確保に向け、個別避難計画の策定が進むよう、下記の事項を御理解の上、管内の市町村に対して周知するとともに、市町村の取組を支援していただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 個別避難計画の取組に活用できる資料等の提供

(1) 個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ（追補版の提供）

内閣府においては、個別避難計画の作成に取り組む市町村職員や関係者に作成手順の例をわかりやすくまとめた資料（個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ）を作成し、令和 5 年 1 月 13 日付け事務連絡「個別避難計画の作成の早期着手について（今後の方向性等について）」において周知をお願いしたところです。

この資料について、作成から約 2 年が経過したことから、今般、見直しを行い、追補版（別添 1）を作成しました。

(2) 自己点検チェックシート（新規提供）

個別避難計画に係る取組の内容について、各市町村において自らの取組を見直すツール（手段）として、自己点検チェックシート（別添 2）を作成しました。つきましては各都道府県におかれでは、このことについて、管内の市町村等に周知するとともに、当該市町村に対して支援をお願いいたします。

市町村に対する支援に当たっては、個別避難計画を策定できていない市町村はもとよ

り、既に個別避難計画を策定している管内の市町村に関しても、取組の状況を把握とともに、更に取組が効率的・効果的に進められるよう、適切な支援の実施をお願いいたします。

2. 今後の個別避難計画の策定を進めるにあたっての留意事項

(1) 市町村における対応

①個別避難計画の作成における最初の取組事項について

個別避難計画の策定が避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるものであることにかんがみ、避難行動要支援者に対し、自宅の災害リスクや避難先となりうる施設等を避難行動要支援者にお知らせすることから取組を始めてください。

なお、既に計画を1件以上策定している団体においては、取組指針等においても示されているこのような取組について、今後、併せて取り組むことについて検討してください。

②本人・地域記入の個別避難計画について

個別避難計画を策定するやり方には、本人が記入するやり方（本人・地域記入の個別避難計画）があることに留意してください。

このやり方を探る場合、自宅の災害リスクや避難先となりうる施設等の情報を、市町村においてあらかじめ記載等しておくことで、避難行動要支援者本人や関係者が考える手がかりになり、記入しやすくなるとともに、本人が避難先に実際に行ってみることを促し、実際に避難先を確認することなどの行動につながることなどが期待されるとともに、避難の可能性が高まることに留意してください。

なお、既に計画を1件以上策定している団体においては、このような取組について、今後、併せて取り組むことについて検討してください。

③避難支援等の実施について

既に個別避難計画を策定している市町村は、避難情報の伝達、安否の確認、避難先の把握などの個別避難計画に基づく避難支援等が適切に実施され、実施状況を把握する態勢づくりを進めてください。

なお、各市町村で作成されている避難行動要支援者名簿が避難支援等を実施するための基礎となるものであることに留意してください。

※避難支援等の例

(災害時)	(平常時)
・避難情報を伝えること	・最寄りの避難先をお知らせすること
・安否の確認をすること	・自宅の災害リスクについてハザードマップ等により一緒に確認すること
・一緒に避難先に移動すること	・避難訓練を呼びかけること

④職員の派遣について

市町村は、その事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき、他の普通地方公共

団体（都道府県や市町村）に対し、職員の派遣を求めることができ、この求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた市町村の職員の身分をあわせ有することとなるものとされています。

この規定による派遣可能事務や派遣期間については特段の定めがないことから、市町村は、個別避難計画に係る取組その他の当該市町村の事務の処理のため特別の必要があると認めるとときは、他の普通地方公共団体に職員の派遣を求めることができ、また、この規定により派遣される職員は、派遣を受けた市町村の職員の身分をあわせ有することとなることから、派遣された他の普通地方公共団体の職員が、派遣を受けた市町村において個人情報を取り扱う場合においては、当該派遣を受けた市町村の職員と同じ法令の規律に従うことにより個人情報を取り扱うことが可能となります。

⑤優先度の検討について

個別避難計画を策定するやり方の一つである本人・地域記入の個別避難計画に関しても、本人からの提出や返信がない場合については、お一人では記入できないなどの課題を抱えている可能性があり、このような策定のやり方は優先度の高い方を見いだす考え方の一つとなるものであることに留意してください。なお、このようなやり方で取組を進める場合、提出や返信がない方に対しては、個別訪問の機会などを捉えて声かけを行い、必要に応じて策定の支援を行うなどの工夫にも併せて取り組むことで一層効果的な取組となります。

（2）都道府県における対応

①管内市町村の取組状況の把握と支援の方向性に関する検討について

「避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の策定について」（令和6年6月28日付け府政防第1029号・消防災第136号）において伴走支援が重要であることを通知したところですが、この点、令和6年4月1日時点において未策定であった市町村の現時点における取組の状況（未策定であるか否か、策定に向けた取組の内容等）を把握し、都道府県としての支援の方向性について、必要に応じて見直してください。取組の状況を把握に当たっては、自己点検チェックシート（別添2）を利用することも考えられます。

②未策定の市町村に対する支援

未策定の市町村の取組状況を把握するに際しては、個別避難計画の策定が避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるものであることにかんがみ、自宅の災害リスクや避難先となりうる施設等を避難行動要支援者にお知らせすることや、本人が避難先となりうる施設等に実際にやってみることや見てみることなどを促すこと、また、本人・地域記入の個別避難計画に留意されていることなどの点について確認してください。

③協力を得て取組を進める行政機関の例について

「避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計

画の策定について」(令和6年6月28日付け府政防第1029号・消防災第136号)において、協力を得て個別避難計画の策定の取組を進める関係する行政機関の例として保健所を例示していましたが、医療的ケア児支援センターと連携が図られている事例があることに留意してください。

(3) 国における対応

①普及・啓発に活用できる素材の提供

そのほか、都道府県や市町村が普及・啓発に取り組む場合には、素材として自由に利用できるものとして別添1や別添3などを準備しているほか、普及・啓発事例に関する取組事例をモデル事業報告書（本冊・別冊）や都道府県会議の参考資料等を通じて提供しているので活用してください。

②予算事業の実施

内閣府においては、個別避難計画を作成するための予算事業を実施しており、今後、予算額に対して執行額が下回っている場合、予算の目的に反しない範囲で内閣府において謝金等を負担することが可能な場合があることに留意してください。

(4) 関連する留意事項

①マイナンバー情報照会について

個別避難計画や避難行動要支援者名簿は、個人番号（マイナンバー）を利用する事務とされており、情報提供ネットワークシステムを使用して都道府県や他の市町村から特定個人情報の提供を受けることができる点に留意してください。

なお、地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題がある場合には、躊躇することなく相談してください。

※マイナンバー情報照会：情報照会者が、情報提供者に対して情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携の対象となる社会保障、税及び災害対策の各分野における各種の事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を求めることです。

②避難行動要支援者名簿の精査について

取組指針*において、個別避難計画に取り組む過程において避難行動要支援者名簿についても精査することが適当である旨、示しています。取組指針においては、訪問調査において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿に記載等する対象でないことが明らかになった者について避難行動要支援者名簿から外すことを例示し、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合は、逐次、精査する取組を例示しています。

このような取組の例としては、記載等する事項について避難行動要支援者名簿と個別避難計画の間で整理することが考えられます。避難行動要支援者名簿については避難支援等を実施するための基礎とする名簿であり、一方、個別避難計画については避難支援等を実施するための計画であるという、それぞれの趣旨に立

ち戻ることにより適切に整理され、それぞれ必要十分な事項が記載等されることとなり、業務の効率化や、名簿情報や個別避難計画情報の平常時からの提供の同意を得ることにつながる効果が期待されます。

※避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月(令和3年5月改定)内閣府(防災担当))

<問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付 藤田、平賀、吉田

電話：03-3501-5191 ファクシミリ：03-3502-6034 電子メール：y-hinan.k4n@cao.go.jp